

| 令和4年度第2回山陽小野田市自治基本条例審議会会議 会議録 | |
|-------------------------------|--|
| 開催日時 | 令和4年11月21日（月）18時30分～20時00分 |
| 開催場所 | 山陽小野田市役所 本館3階 第1委員会室 |
| 出席委員 | 山陽小野田市自治基本条例審議会委員 11人 （池田会長、大田委員、草田委員、坂本委員、半矢委員、藤野委員、堀委員、清水委員、中川委員、小原委員、平井委員） |
| 出席職員 | （事務局） 企画部長、企画課長、企画課主幹、企画課政策調整係長、企画課主事 |
| 協議概要 | <p>1 開会</p> <p>2 議題 提出意見の取りまとめ結果について</p> <p>(1) 自治基本条例の条文に関するものについて 【事務局より説明】</p> <p>●意見等 【草田委員】 協働と協創の具体的な違いがよくわからない。</p> <p>【事務局】 自治基本条例第2条第6号に、協働とは「市民と市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動すること」と定義されており、協創はそれに加えて、ともに活動することによる新しい価値の創出といった、活動の成果までを含むという点で違いがある。</p> <p>【草田委員】 活動をどのように検証・評価し、成果として新しい価値をどう見だしていくかという具体的な案は表記されないのか。自治基本条例をこのように活用したという記載は一切ない。「ともに活動することで、検証・評価し」とあれば、わかりやすいが、何もなく活動するだけで、新しい価値をどのようにして創出するのか疑問に思う。</p> |

【事務局】

自治基本条例は理念条例であり、それ自体の検証・評価は非常に抽象的なものになると考えている。活動の検証という点では、自治基本条例の趣旨を踏まえて取り組む、様々な行政分野の事業において実施されるべきものとする。

【草田委員】

宇部市ではパートナーシップ制度やLGBT問題に取り組まれている。人権問題に関する文言を入れていただければ、市の新しい取組として、非常に有意義になると思う。改正することは悪いことではないし、よく理解できるが、なぜ「協創」でないといけないのか、なぜ「市民が主役」ではないといけないのか。言い換えると条例全体の意味が変わってきたり、いくら理念法でも現実に即してないと思わざるを得ないところも出てきたりするのではないかと。

【事務局】

協働と協創の考え方については、前回の会議で述べた考え方をもって改正案の整理をしている。また、人権の観点については、基本理念として第3条第1号に「人権の尊重」という大きなくくりで入っている。これをどのようにしていくべきかという趣旨のご発言だと思うが、事務局としては、今御提示している改正案の内容がこのたびの必要な改正の箇所と考えているので、今の人権の部分についても、委員の皆様の中で、ぜひ意見交換していただきたい。

【大田委員】

第1回を欠席したため、よく理解してないところがあって申し訳ないが、これは基本理念なので、それを具現化するような制度があれば、草田委員のお考えは、そこで実現されることになるだろうと思う。単にこの基本条例ができ上がっておしまいということではなく、事務局が各部局と協議されて、市の活動の中でこの基本理念を具現化する方法をさらに検討されていく、ということだろうと思いを聞いていた。それとも、これはこれで完成品だというようなお話なのか、その辺はいかがか。

【事務局】

平成24年にこの条例が出来た当時は、人権についてLGBTQまでの考え方はなく、一部の方々が学説で言われている程度だったと思う。この自治基本条例を今回改正するとともに、人権という言葉に対して、市の中で考え方をもう少し改めて、例えばLGBTQの方々を擁護するというか、そういった方々を対象とした条例等を別に制定していけば、人権を尊重した市政運営をあらわす形になるのではないかと思う。自治基本条例は最高法規と言われるものなので、ここに直接書くのではなく、これをもとにして各部署がどのように対応していくかが問われているのではないかと思う。

【平井委員】

LGBTQの方々を擁護するような条例と言われたが、LGBTQの方々は自然とそうなったのであって、特別扱いされるようなものでも守られるようなものでもないと思う。全員平等という考え方を根本にして、考えられるといいのではないか。

【事務局】

擁護という表現を使ったのは、例えば市営住宅に入居するに当たって、パートナーとして認めるかどうかというものがある。今のままだと、パートナーとして認められないところがあるので、普通のパートナーと同じように暮らしていけるような体制・環境を整えたいという意識で、擁護という言葉を用いた。この問題は非常にいろいろな方々がいらっちゃって、山陽小野田市は先進地に追いついてないところもあるので、そういう御意見があったことを担当課にもしっかり伝えて、対応を考えていくように促していきたい。

【大田委員】

質問書 No.5 は私が出したもので、どうしてこれを出したかということ、条文において市民、あるいは市民等という定義づけがあって、今回の場合は市民等の内容を少し変更されている。そうすると、まちづくりを協力して推進していく人の中には市民がいたり、市民以外で山陽小野田市に何らかの形でかわりのある個人や事業者がいたりするということになるが、市民と、市民以外の市民等にどういう役割を期待されて、まちづくりを進めていこうとしているのかがよく分からなかった。大ざっぱに言えば、市側としては、市民と市民以外の人たちと、どういうふうな協働体制だとかをもって、まち

づくりを進めていこうとされているのか、簡単に説明していただきたい。

【事務局】

現行の定義では、「市民」は市内に住所を有する方、「市民等」は市民のほか、市内に住んではいないが市内に通勤・通学をする方、または市内の事業者、市内で公共的な活動を行う団体、という区分けとなっている。まちづくりにおいては、第6条の市民の責務という項目で、市民は市民自治の主体であることに責任を持って、積極的にまちづくりに参加するように求めている。「市民等」に属する中の「市民」を除く主体について、直接的な責務・役割等の記載はないが、まちづくりを行うに当たっては、交流人口、関係人口という言葉に含まれる方々にも、まちづくりにしっかり関わっていただきたいという観点は持っており、それを形にしたものが、協創によるまちづくり推進指針になる。条例の中に「市民等」の役割は出ていないが、市民と同じく市外の方にも、まちづくりの協力を得たいというのが協創の考え方になろうかと思う。

【大田委員】

例えば第10条で、議員は市民の代表として自己の研さんに努め市民の負託にこたえなければならないとある。この場合の記載は、市外の方が、市外の人を代表するという関係にあってはおかしいので、限定的に市民である必要がある。それと、第26条の市民は市政に参加することが出来るというのは、市民特有の権利だと思う。しかし、それ以外の部分では、市民等であってもよさそうところがたくさんあるように思う。要は、市民以外の市民等の意見も聞いた上で、そういう人も巻き込んだ形でまちづくりを進めていくというような考え方だろうと思うが、いざ条文の文言となったときに、そのところを一つ一つ検討されているのかなというふうに思った。例えば前文のところの、「市民一人一人がまちづくりに関心を持ち市民が積極的に参加し」は、市政の参画ではなくて参加となっていて、「市議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます」とあり、これは前文なので市民を対象としたものでもいいかもしれないが、市民等でもいいように思う。それから、第1条の目的を「誰もが」にされるということだが、「誰もが」は多分市民等のことだろうと思う。市民と、市民じゃない人のうち市に関わりある

人、すなわち市民等、ということになると思うが、そのあたりをもう少し検討し、変える余地があると思った。

【草田委員】

私も「誰もが」というところは最初に申し上げたように、「市民が」でいいと思う。

【事務局】

市民と市民等の使い分けについては、本日たくさん御意見もいただいたので、いま一度整理する時間を頂戴したい。考え方を整理した上で、本日の論点については改めて御説明をさせていただければと思う。

【堀委員】

協働と協創の定義をもっと詳しく伝えていただきたい。そこが曖昧なまま、協働で考えてきた条文を協創に変えようとするから、いろんな問題点が出てくると思う。なぜ協働から協創に変えるのかという趣旨が、資料を見てもぼやっとしていてわかりづらい。協創によるまちづくり推進指針で、協創を位置づけたので協創に変えたいということなのかと思うが、資料がないのでわからない。もしくは協働のイメージが悪いので協創に変えたいということなのか。次回、その辺もはっきり説明していただきたい。

【事務局】

次回説明時に、今の点についても改めて御説明をさせていただく。前回、協創によるまちづくりの概要版をお配りしたが、本編もお配りし、また御説明させていただく。

【平井委員】

意見 No. 9 の事務局の考えに「策定時の意思も尊重し」とあるが、これから先、20年、30年たったときに、どうするのか疑問に思った。時代が変わり続けている中で、5年を超えない期間で見直すべきと定めている理由を考えたときに、策定時の意思をどこまで尊重し続けていくのか。

【事務局】

具体的に何年という基準が設けられるものではないと思っている。この条例を策定に関わられた市民の皆様は、当然のことながら、ふだん条例を作る作業等をされるわけではないので、修正を行う箇所というのもあった。ただ、市民本位の条例であるという点に鑑みて、最小限度の修正にとどめ、市民から出た趣旨を損ねない程度 of 文章表記などの修正にとどめたというのが策定時の背景にある。市民によってつくられ、市議会において議決をいただいて成立した条例であるため、時間がたったとしても、それは持ち続ける必要があると思っている。

【平井委員】

趣旨を尊重し、もとを変えずにつなげていく点は理解出来たが、社会が大きく変わったときにも続けていけるのか。市民がつくられたということで、尊重されるのは大いに分かるが、現在、私たちのように参加している市民が変える提案をするという点については、もともとの案を、重視し過ぎているような印象を受けた。変わらないほうがいいものと変えなければならないものは違うと思うので、どちらも尊重していただきたい。

【藤野委員】

第 8 条の改正について、まちづくりに対して年齢を設けることにもすごく違和感がある。年齢に応じて参加する権利を有しますということなので、参加出来ないという意味ではないとは思いますが、ぱっと見たときにそれを感じ取れる人がいるのかなと思う。普通に見たら、年齢制限が設けられているように感じ取れてしまう文脈だと思うので、年齢を修正するというよりは、第 8 条自体を考え直した方がいいのではないかと思う。

【草田委員】

ほかの項にある「市民の責務」とかを見たときに、子供たちには反映されないのではないかというところから、この第 8 条の青少年という部分を入れて、年齢に応じて関わる権利を有すると表記した。分かりにくいかもしれないが、これを全くなくすと、18 歳未満の者は、子供として関われないことはないが、市民には子供も大人も含まれるのかとなり得るため、このように明記した。大人も子供も市民の 1 人であるとするのも間違いではないと思うが、そうすると、

ここには子供が当てはまるのか、とかいうようなことが出てくるのではないかと思う。

【小原委員】

子供にとって、その権利が見える場所に明記されているということ自体は、いいことだと思う。僕の地元では小学校のときに、市の概要や市民の条文が分かりやすく掲載された、市のしおりのようなものが配られたが、その中にこういう記載があったら、自分たちも参加できるんだと思える。そういう意味で、この条文があることはいいことだと思う。ただ、この条文の中で、年齢に応じて、という言葉は変えたほうがいいかなと思う。この条文を入れているのは、例えば18歳未満は選挙に参加出来ないというように、大人と全く同じ権利を有しているわけではないという、意図なのだと思うが、それでもこれをぱっと見たときに、何かしら大きな制限を受けると感じてしまう。具体的によりよい案というのは思いつかないが、例えば、年齢に応じてという部分だけ削除するとか、見たときに制限を感じない範囲で、その権利を明記するのが1番いい形だと思う。

【清水委員】

青少年の権利については、本来この条文がなかったとしても、おそらくこの青少年の権利はこの条例の中であると思う。ただ、そこを明確にしようという意思があって、第8条をあえて入れられたと思うので、意図としては十分分かる。それから、先ほどの解説の、年齢に応じたという部分は、なくても全然問題ないと思う。条例ではなく解説文なので、まちづくりの参加促進につなげるということが言いたいのであれば、そこは削除してもよいかと思う。

【草田委員】

削除してもいいという考え方もあるが、削除しないほうが私はいいと思う。18歳の青年と小学生とでは、どんなことを期待するかといっても、できることは限られていると思うので、できれば私はあったほうがよいと思う。

【大田委員】

この第8条による青少年とは、市民のことか。

【事務局】

現行の自治基本条例の中身をもとに見解を述べると、策定当時から理科大学があったこともあり、そこに通学する学生も、市内の方に限らずこの青少年に含むという考え方のもとで条例が策定されているものと思っている。

【大田委員】

第 8 条は、まちづくりに参加する権利を有するというふうに書いてあって、他の条文では、市民以外の人々の権利は規定していない。だから、市民以外の通学者や事業者に関しては、権利という規定は多分ないと思う。ここで言う、「人権が尊重されるとともに」とは、その人たちが外から尊重される、「年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有する」とは、青少年自身が一定の権利を持つという、それを主体にした規定。そうすると、青少年というのは 18 歳未満の山陽小野田市民ということになると思っている。そうしたときに、先ほどの市民と青少年とは、市民のほうが大きい概念で、その年齢分けをして、未成年者であったとしても、人権が保障され、なおかつまちづくりに参加する権利を有しているということを規定したのが 8 条だろうと理解している。成人であったとしても、一定の能力や諸条件に応じて参加することができるので、そういう必要も余りないのかなと、皆さんの御意見を伺って思った。

【事務局】

いろいろな観点での御意見をいただいたので、整理をした上で、改めて、御説明させていただきたい。

(2) 条例の規定に基づく市政運営等に対する意見等について

(3) 答申書について

3 その他

4 閉会